

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書(1)
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 和仁亮裕
【住所又は本店所在地】(3)	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号 赤坂2・14 プラザビル 三井安田法律事務所
【報告義務発生日】(4)	平成16年11月15日
【提出日】	平成16年11月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



## 第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	三井海洋開発株式会社
会社コード	6269
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都文京区小日向四丁目2番8号

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(米国デラウェア州法に基づき設立された会社)
氏名又は名称	エフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッド (FMC Technologies, Inc. Partners Limited)
住所又は本店所在地	米国 77067 テキサス州、ヒューストン、ギアーズ・ロード 1803 (1803 Gears Road, Houston, Texas, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	2000年11月13日
代表者氏名	ジェフリー・ダブリュー・カー
代表者役職	ヴァイス・プレジデント/ジェネラル・カウンスル兼秘書役
事業内容	エネルギー産業、航空産業および食品産業において使用されるシステムの多角的製造

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号 赤坂2・14プラザビル 三井安田法律事務所 弁護士 和仁亮裕
電話番号	03-3224-0020

## (2) 【保有目的】(9)

純投資

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	2,600,0000	0	0
新株引受権証書 (株)	A 0	—	G 0
新株予約権証券 (株)	B 0	—	H 0
新株予約権付社債券 (株)	C 0	—	I 0
対象有価証券カバードワラン ト	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計 (株)	M 2,600,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,600,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16 年 11 月 15 日現在)	S 32,592,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	7.98%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	9.09%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 11 月 2 日	新株予約権証券	300,000	処分	無償消却
平成 16 年 11 月 15 日	株券	2,600,000	取得 (権利行使)	752 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

発行会社との 1999 年 1 月 27 日付ジョイント・ベンチャー契約 (適宜変更・修正されている) により、新株予約権の行使により取得する株式 2,600,000 株につき、発行会社の事前承認なくして発行会社の競業会社 (一部) への譲渡が禁止されている。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,955,200
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,955,200

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						



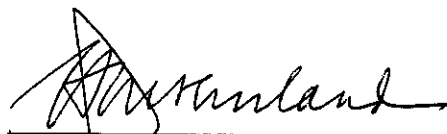
# FMC Technologies

## POWER OF ATTORNEY


**KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS** that FMC Technologies, Inc. Partners Limited, a company organised and existing under the laws of Delaware in the United States of America, and having its registered office located at 1803 Gears Road, Houston, Texas, 77067 U.S.A., does hereby constitute, designate and appoint Mr. Akihiro Wani, attorneys-at-law of Mitsui, Yasuda, Wani & Maeda, with his office at Akasaka 2.14 Plaza Bldg., 14-32, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name and place of FMC Technologies, Inc. in Japan for the following purposes:-

1. To prepare, execute and file and generally to represent FMC Technologies, Inc. in connection with the preparation, execution and filing of reports required under Chapter 2-3 (Disclosure of Large Shareholding) of the Securities and Exchange Law of Japan with Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan;
2. To prepare, execute and file and generally to represent FMC Technologies, Inc. in connection with the preparation, execution and filing of the change to the said reports;
3. To prepare, execute and file amendments to the said reports respectively;
4. To receive from Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan any and all notices, orders, communications and other documents addressed to FMC Technologies, Inc. pertaining to the said reports respectively;
5. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted; and
6. To appoint one or more sub-attorney to act on its behalf with respect to all the powers granted hereinabove.

Dated the 18<sup>th</sup> day of November, 2004.



Joseph H. Netherland  
Chairman, CEO and President

  
Jeffrey W. Carr  
Vice President, General Counsel and Secretary

(訳 文)

エフ・エム・シー・テクノロジーズ

エフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク  
テキサス州、ヒューストン、  
ギアーズ・ロード 1803  
電話:281 591 4440  
ファックス: 281 591 4422

委 任 状

米国デラウェア州の法律に基づき設立され存続する会社で、米国 77067 テキサス州、ヒューストン、ギアーズ・ロード 1803 に本店を有するエフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッドは、本書により〒107-0052 日本国東京都港区赤坂二丁目 14 番 32 号赤坂 2.14 プラザビルに事務所を有する三井安田法律事務所の弁護士和仁亮裕を、下記の目的のために、日本においてエフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッドの名において同社を代理する権限を有し、且つ、復代理人の選任および解任権を有する適法な代理人として任命する。

1. 財務省関東財務局局長に対し提出すべき証券取引法第二章の三（株券等の大量保有の状況に関する開示）に基づく報告に関して、これを作成し、署名し、提出を行い、かつ一般にエフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッドを代理すること。
2. 上記報告の変更報告に関して、これを作成し、署名し、提出を行い、かつ一般にエフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッドを代理すること。
3. 上記の各報告の訂正を作成し、署名し、かつ提出すること。
4. 財務省関東財務局局長より当該報告に関するエフ・エム・シー・テクノロジーズ・インク・パートナーズ・リミテッド宛の通知、命令、連絡およびその他の書類を受領すること。
5. 本書において授権された前記代理権の遂行に必要なまたは付随するその他すべての行為をなすこと。
6. 上記において授権された代理権に関し、その代理人として行為する単数または複数の復代理人を任命すること。

2004 年 11 月 18 日

(署名)

ジョセフ・エイチ・ネザーランド  
会長/CEO 兼プレジデント

(署名)

ジェフリー・ダブリュー・カー  
ヴァイス・プレジデント/  
ジェネラル・カウンセラー兼秘書役